

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年 6月 5日現在

機関番号：13901

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2011

課題番号：21530079

研究課題名（和文）

民事訴訟制度の意識調査（継続）

研究課題名（英文）

An attitude Survey on civil litigation system (2nd)

研究代表者

菅原 郁夫（SUGAWARA IKUO）

名古屋大学・法学研究科・教授

研究者番号：90162859

研究成果の概要（和文）：

本研究の目的は、日本の民事訴訟制度に関する一般市民の意識を調査し、先に実施された民事訴訟の利用者調査と比較すること、および2003年に本調査と同様な形で実施された意識調査との経年比較を行うことにより、民事訴訟制度改革のための基礎資料を提供することにある。調査は、全国20都市、各200人合計4000人に対する郵送調査を実施した。回収率は40%を超え、郵送調査としては高い回収率を納めることができた。

この調査データと従前の調査データを比較し、分析を行った。分析の内容は、2003年度に行った今回の調査と同じ内容の意識調査および2000年および2006年の民事訴訟利用者調査である。分析の結果、2003年の一般意識調査との経年比較においては、裁判官や訴訟手続に関する評価について、肯定否定の両面に関し極端な評価が減少し、より慎重な評価が増えるなどの精緻化現象が生じている可能性のあるといった興味深い知見が得られたほかに、利用者調査との関係では、従来同様、弁護士評価においては利用者調査が、訴訟手続、裁判官評価においては一般意識調査の方がそれぞれ高いことが確認された。

研究成果の概要（英文）：

The purpose of this study is to make an attitude survey on Japanese civil litigation system in order to compare its result with results of former similar studies on Japanese civil litigation system in 2000, 2003 and 2006. By doing such comparison, this study will provide basic information for a future judicial reform. The survey has conducted in 20 cities, to 200 people in each city, totally 4000 people. The response rate was over 40% which is rather high rate as a mail survey.

By comparing this data with the data of former surveys in 2000 and 2006, we find several interesting findings. For example, as for evaluation of ordinary citizen on a judge and procedure the number of radical evaluation both in negative and affirmative responses and their evaluations look become more sophisticate. Comparing with evaluation of people who had experience of litigation, evaluation on lawyers are lower than that of ordinary citizen. On the other hands, in case of judge and procedure, evaluation of ordinary citizen were averagely higher than that of persons who had an experience of litigation. These findings are consistent with the results of former studies.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2009年度	2,700,000	810,000	3,510,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	500,000	150,000	650,000
総計	3,700,000	1,110,000	4,810,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・民事法学

キーワード：民事法学，紛争処理法制，司法制度改革，民事司法制度，意識調査

1. 研究開始当初の背景

周知のように、司法制度改革審議会は、21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化、その他の司法制度の改革と基盤の整備に関し必要な基本的施策について調査審議すべく平成11年に内閣に設置されたが、その調査活動の一環として、民事訴訟の実際の利用者に対し、訴訟制度の各側面に対する評価を問う民事訴訟利用者調査（以下、「審議会調査」とする）を実施している。この調査は、わが国においてはじめて訴訟利用者に焦点を当てて行われた調査であり、多くの貴重な資料をもたらすものであった。また、その試みは民事訴訟制度研究会の実施した「日本の民事裁判制度に対する意識調査」（以下、「研究会調査」とする）に引き継がれ、近時その成果が公表されるに至っている（2006年民事訴訟利用者調査 商事法務）。これらの調査は訴訟利用者の訴訟制度の各側面に対する意識を明らかにする点において貴重な情報源であり、近時の訴訟制度ないしは司法制度の改革にあたって、具体的な提言の基盤となる実証データの提供源となっている。その意味できわめて貴重なデータといえるが、反面、対象者が訴訟利用者に限られたことから、調査対象者（訴訟利用者）の一般市民社会における位置づけや、調査対象者（訴訟利用者）とそれ以外の一般市民との意識の相違については十分な情報を有していない。したがって、これら貴重な情報も訴訟利用者以外の一般市民の訴訟制度に対する評価と合わせ用いることでその意義がより高まるものといえる。実際、上記審議会調査の後に申請者が科学研究費補助金を得て行った一般意識調査（研究代表者菅原郁夫・平成15年基盤研究(C)「民事訴訟制度の意識調査」課題番号15530061、以下、「事後一般意識調査」とする）では、訴訟制度に対する評価（たとえば満足度）や弁護士へのアクセス状況評価などにおいては、訴訟利用者とそれ以外の一般市民の評価に大きな隔たりがあることが示されている。このような結果の原因はなお解明中であるが、従前よりわが国においては訴訟利用率の低いことが指摘されており、上記民事訴訟利用者調査の結果が、必ずしも一般市民の感覚を代表する階層からの回答からなっていない可能性も示唆するものである。申請者は、これまで司法制度改革審議会の依頼を受け、

上記審議会調査を実施し、また上記民事訴訟制度研究会の代表者として2006年の研究会調査を実施し、報告書を作成したものであるが、上述の問題点はこれら調査の企画立案の段階から意識されていた問題である。そのため、審議会調査の後は、申請者が前記科研費による事後一般意識調査を実施した次第である。本研究は、審議会調査と事後一般意識調査と同様の枠組みで、審議会調査の継続調査として行われた研究会調査に対応する一般意識調査である。本調査は、わが国における訴訟制度に対する一般市民の評価を明らかにすると同時に、既に行われた審議会調査とそれに引き続く事後一般調査、研究会調査などのデータと合わせ、わが国における民事訴訟制度の市民側から見た位置づけを明らかにするものである。

2. 研究の目的

本調査の目的は、日本の民事訴訟制度に関する一般市民の意識を調査し、民事訴訟の対するイメージや市民と民事訴訟制度との間の距離感など、市民にとっての民事訴訟制度の意義や位置づけを明らかにすることである。とくに、先に実施された民事訴訟の利用者調査と比較すること、および2003年に本調査と同様な形で実施された意識調査との経年比較を行うことにより、民事訴訟の利用者と非利用者との間の評価の相違や、裁判迅速化法による民事訴訟実務の諸変化（たとえば、審理期間の短縮化など）が一般市民の評価に及ぼした影響などについて実証的な資料を得ることによって、民事訴訟制度改革のための基礎資料を提供することを目的としている。

3. 研究の方法

①調査デザインの決定

過去の審議会調査、事後一般意識調査、研究会調査の調査項目および分析結果を再検討し、本研究で明らかにすべき検証課題を抽出する。

②調査の実施

本調査も、先に行われた2003年意識調査とほぼ同じ形で行われた。調査地は2006年利用者調査の対象地裁所在地の中から全国20都市を選び、同市町村の選挙管理委員会の協力のもと選挙人名簿から無作為に各200人合計4000人を抽出、その4000人を対象として調査を実施した。調査時期は11月2日から約1ヶ月で、調査方法は無記名の郵送調査

であった。有効回収数は、1609 件で回答率 40.2%を得ることができた。

③調査結果の分析

得られた調査データをもとに、わが国における訴訟制度に対する一般市民の評価を明らかにすると同時に、既に行われた審議会調査とそれに引き続く事後一般調査、研究会調査などのデータと合わせ、我が国における民事訴訟制度の市民側から見た位置づけを明らかにした。

具体的には、本調査を含む一連の調査の原型になった調査は、2000 年の審議会調査である。この調査では、当事者および事件の種類についての質問に引き続いて、はじめに、訴訟にいたる経緯、当事者の訴訟利用動機、訴訟回避傾向の有無とその理由、弁護士への依頼の有無と依頼した理由（あるいは依頼しなかった理由）、弁護士へのアクセス状況（あるいは、アクセスのできなかった理由）、といったいわば訴訟の前提や背景に関する質問がなされたあとに、実際に訴訟を体験したことによって得た種々の評価を問う部分が続き、はじめは、訴訟の進行態様の一般的印象を尋ね、ついで訴訟にかかる費用と時間も尋ねられている。引き続いては、訴訟に関与する法律家（裁判官、裁判所職員、弁護士）に対しての印象が問われている。さらに、後半では、訴訟結果に対する評価と、今日の裁判制度全般に対する評価を問い、訴訟制度全体に対する満足度、再利用の意思なども尋ねられている。

これに対し、この後に行われた 2003 年の事後一般調査では、はじめに、過去における法律問題の経験の有無、弁護士の利用経験の有無といった過去の経験についての質問の後に、「離婚・相続問題」、「契約不履行問題」、「不法行為問題」などの問題が起きた場合の訴訟の利用意志と回避理由に関する質問が続き。そして、これらのあとに、仮に訴訟を行う必要が生じたとして、回答者がどの様な点を訴訟および法律家に期待し、どのような対応を予想するのかを尋ねている。この訴訟や法律家に対する期待や予想の部分が、前記の 2000 年審議会調査と構造を合わせた部分であり、具体的には訴訟手続に対する評価、裁判官に対する評価、弁護士に対する評価、訴訟結果に対する評価、訴訟制度に対する評価が含まれる。それらの質問に関しては、現実の体験に関する評価を尋ねるのか、想像上の評価を尋ねるのかという点において質問の仕方が異なるものの、質問内容は同じくなるように構成されていた。そのため、2000 年審議会調査と 2003 年の事後一般調査の結果を用いることによって、民事訴訟の手続やその結果、裁判官や弁護士、さらには訴訟制度全般に関し、実際に訴訟を経験したものと未だ経験したことないものの評価がどの様

に異なるのかを比較することが可能になっていた。また、2003 年の事後一般調査と今回の調査とは調査内容がほぼ同じであることから、一般意識調査の経年変化を明らかにすることも可能であった。

4. 研究成果

分析では、これまでなされてきた民事訴訟に関する利用者調査と一般意識調査を経年的及び横断的視点から比較を試みた。その結果明らかになったことは、利用者も一般市民の評価も時間の流れに沿って変化している部分があるということと、その方向性は利用者も一般市民でも必ずしも同一ではないという点である。利用者に関していえば、その変化の方向はいわば一方向であり、法や実務の改善に沿った一方向の変化、すなわち、改革を反映した積極方向の変化であるに対し、一般市民の評価は、あるものは積極、あるものは消極といった入り交じった変化であり、それはごく大雑把な直感的評価が、より詳細な情報に接し評価が精緻化していく過程のようにも見えた。

そしてまた、これらのおおのこの評価は、直感では理解しがたい関係を有しているようにも見えた。すなわち、それは、個別評価では相対的に高いが利用者が制度評価においては必ずしも高い評価をなしておらず、制度的には高い評価をなす傾向にある一般市民が必ずしもその利用意志は高くはないという関係である。ミクロな視点でいえば、利用者の手続評価に示されるような、個々の場面での評価の高まりは大いに評価すべきであると同時に、分析によりその因果関係はより明らかにされるべきであろう。それによって制度や実務のさらなる改善に向けた有益な情報が提供されることになる。しかしまた、マクロな視点からいえば、そういった個々の改善努力がより大きな制度への支持にまでは発展していない点にも十分な注意が必要であろう。また、漠然と、遠巻きに制度は支持するが、あまり使っては見ようとならない一般市民の評価の背後にあるものも今後明らかにすべき課題といえる。徐々に精緻化しつつあるように思われる一般市民の民事訴訟への評価を実際の利用に結びつけるものは何なのか引き続き踏み込んだ分析がなされるべき点といえよう。

以上の分析は、ごく大雑把ではあるが、これまで蓄積されてきたデータをもとに、今後これらのデータをもとに、さらに研究の方向性を模索する予定である。以上の分析結果は不十分なものではあるが、それでも興味深いいくつかの視点が見えてきたようにも思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

菅原 郁夫「民事訴訟に対する利用者の評価と市民の評価」東北学院法学(査読無し)71巻19-46(2011年)

〔学会発表〕(計1件)

Ikuo Sugawara, Expectation and evaluation of civil litigants on civil procedure in Japan, Law & Society Association, in San Francisco, California USA, 2011/6/2

6. 研究組織

(1) 研究代表者

菅原 郁夫 (SUGAWARA IKUO)
名古屋大学・法学研究科・教授
研究者番号: **90162859**

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし